

令和7年度大阪市障がい者等基礎調査の実施及び集計・分析等業務委託

募集要項（公募型プロポーザル）

1 案件名称

令和7年度大阪市障がい者等基礎調査の実施及び集計・分析等業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業概要及び目的

本市の障がい者施策については、「大阪市障がい者支援計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」に基づき推進しているところである。

この計画は障がい者とその家族形態やニーズの変化、社会経済状況の推移、国の施策動向を踏まえるため、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は3年、障がい者支援計画は6年（3年後の中間見直しあり）を一期として策定している。

大阪市障がい者支援計画の中間見直し及び、次期「第8期障がい福祉計画・第4期障がい児福祉計画」（以下「次期計画」という。）を令和8年度末に策定するにあたり、「令和7年度大阪市障がい者等基礎調査」を実施し、障がいのある方をはじめ、その家族、事業者等に対して、アンケートを実施し、実態を把握する必要がある。

これらの業務を円滑かつ適確に実施するために、受注者のもつアンケート調査に関する集計及び分析に関する豊富な実績を活用し、より効果的なアンケート調査を実施し、計画策定に資する集計・分析を行うことを目的とする。

（2）業務内容

具体的内容については、**別紙1**「令和7年度大阪市障がい者等基礎調査の実施及び集計・分析等業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

（3）事業規模（契約上限額）

金25,085千円（消費税含む）

※ 消費税及び地方消費税の税率は、すべて税率10%で算定する。

（4）契約期間

契約締結日～令和8年3月31日（金）

（5）履行場所

本市指定場所

（6）費用負担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

契約金額は、**別紙7**で提出した金額とし、応募書類提出後の金額変更は認めない。

（7）本市から提供する資料、貸与品等

ア 大阪市障がい者等基礎調査票（10種類）の設問データ（Wordデータ）

イ 調査対象者抽出データ（Excelデータ）

ウ 視覚障がいのある方への調査票の発送に使用する点字シール及び点字案内文

エ 行政オンラインシステムでの回答データ（CSVデータ）

オ その他、本業務の遂行に必要となる本市が保有する障がい福祉サービス等の実績データ等。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、契約内容は本市と協議のうえ委託契約を締結する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約保証事項

大阪市契約規則第 37 条の第 1 項第 1 号又は第 3 号に該当するときは、契約保証金を免除する。また、保証人は不要とする。

(4) 再委託について

ア 令和 7 年度大阪市障がい者等基礎調査の実施及び集計・分析等業務委託契約書に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(ア) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

(イ) 集計・分析システムの企画設計及び集計結果の分析並びに報告書の版下作成

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

エ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときはこの限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置の期間中の者、又は大阪市暴力団排除条例に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

(5) その他

ア 受注者決定後契約締結までに、受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約締結を行わない。

イ 契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (3) 令和 7・8・9 年度本市入札参加資格者名簿に登録種目「13 その他代行：17 各種施策研究・調査」で登録している者にあつて、企画提案時（提案書類提出時）において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

5 スケジュール

・ 公募開始	令和 7 年 8 月 20 日（水）
・ 質問受付締切	令和 7 年 8 月 26 日（火）
・ 質問に対する回答	令和 7 年 8 月 29 日（金）（予定）
・ 応募書類の提出受付日	令和 7 年 9 月 1 日（月）～9 月 5 日（金）
・ 選定結果通知	令和 7 年 9 月下旬
・ 契約締結・事業開始	令和 7 年 9 月下旬（予定）
・ 事業完了	令和 8 年 3 月 31 日（火）

6 質問に関する事項

(1) 受付期間

令和 7 年 8 月 20 日（水）から令和 7 年 8 月 26 日（火）午後 5 時まで

(2) 提出方法

別紙 2「質問票」に記載し、後掲の「10 提出先、問い合わせ先」までメールにより提出すること。（なお、質問票を送信した場合は、必ず、事務局担当者に電話で到着確認を行うこと。）

(3) 回答

受け付けた質問及び回答については、令和 7 年 8 月 29 日（金）に大阪市ホームページ上の「令和 7 年度大阪市障がい者等基礎調査の実施及び集計・分析等業務委託事業者を募集します」に掲載する。

7 参加申請手続きに関する事項

(1) 参加申請の受付期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 9 月 5 日（金）の午前 9 時 30 分から午後 5 時まで（ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までを除く）

(2) 応募書類等の提出場所

後掲の「10 提出先、問い合わせ先」まで持参すること。

送付での提出を可とするが、事前に「10 提出先、問い合わせ先」の担当者に電話で報告のうえ、配達までの送達過程の記録が確認できる方法により行い、令和 7 年 9 月 5 日（金）必着とする。なお、FAX、メールによる提出はできない。

(3) 応募書類及び提出部数

応募書類			
種類	提出部数	内容	
参加申請書	各 1 部	別紙 3	公募型企画プロポーザル参加申請書
		別紙 4	誓約書
		(任意)	法人の概要がわかるパンフレット 等
企画提案書	各正本 1 部 副本 7 部 【副本は複写可】	別紙 5	① 本業務にかかる基本方針 ・本業務を実施するにあたり、貴社が重要と考える点
		別紙 6	② 障がい者福祉施策の理解度 ・本市における障がい福祉事業の現状や動向等及び国の動向等の理解
		自由様式	③ 障がい者（児）基礎調査票（本人用）の提案 ・別途提供する「障がい者（児）基礎調査（本人用）※」について、事業者の視点に基づいた調査票のサンプルを作成
		別紙 7	④ 障がい者等基礎調査の調査実施方法の提案 ・調査手法や回収率を上げる取組の提案 ・障がいのある方にとってわかりやすい調査となるための工夫 ・企画提案書の内容に対しての積算根拠
		別紙 8	⑤ 集計・分析業務の具体的な提案内容 ・調査票の結果集計に関する具体的な集計方法 ・調査票の結果分析に関する貴社の分析の考え方
		別紙 9	⑥ 業務執行体制 ・本業務にかかる貴社内部の実施体制（職員の配置・分担等）
		別紙 10	⑦ 類似業務実績 ・本業務の類似業務に関する実績がわかる資料
		自由様式	⑧ 報告書の提案 ・別途提供する前回の障がい者等基礎調査報告書の「障がい者（児）基礎調査（本人用）※」の中から、報告書のサンプルを作成（5～10 ページ作成）

※ 前回の「障がい者（児）基礎調査票（本人用）」及び報告書の「障がい者（児）基礎調査（本人用）調査結果」部分のデータをメールにて提供するので、「10 提出先、問い合わせ先」のメールアドレスあてに提供を受ける旨を貴社のメールアドレスとともに連絡すること。

(4) 応募書類の作成方法

正本となる応募書類については、各書式の法人名欄に貴社名を記入のうえ作成すること。

副本となる企画提案書一式書類については、各書式の法人名を記載する欄があるものについては、当該欄を空欄にして作成すること。

正本、副本ともに、目次を添付のうえ、インデックスを貼付すること。

8 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

	評価項目	配点
本業務にかかる基本方針	・本業務を実施するにあたり、事業者が重要と考える点	10
障がい者福祉施策の理解度	・本市における障がい福祉事業の現状及び国の動向等の理解	20
障がい者（児）基礎調査票（本人用）の構成	・「障がい者（児）基礎調査（本人用）」の調査票について、回答者が回答しやすく、見やすい帳票となっているか。	20
大阪市障がい者等基礎調査の調査実施方法の提案	・新たな調査手法や回収率を上げる取組みなどが提案されているか。 ・障がいのある方にとって、わかりやすい調査となるよう工夫されているか。 ・企画提案書の内容に対して、妥当な経費及び積算根拠が示されているか。	20
集計・分析業務の具体的な提案内容	・次期計画の策定に向けた本市の特性を踏まえた集計方法が提案されているか。 ・次期計画の策定に向けた本市の特性を踏まえた分析に対する考え方が提案されているか。	40
業務執行体制	・本業務にかかる実施体制（職員の配置・分担等）	10
類似業務実績	・本業務の類似業務に関する実績	10
報告書の提案	・別途提供する前回の障がい者等基礎調査報告書の「障がい者（児）基礎調査（本人用）」の中から、事業者の異なる視点に基づいた報告書のサンプルを作成（5～10 ページ作成）	20

(2) 選定方法

ア 選定については、「令和7年度大阪市障がい者等基礎調査の実施及び集計・分析等業務委託受託事業者選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催し、意見を聴取のうえ選定する。

選定会議の委員については、公平性・透明性を確保し、専門的な観点から評価を行うため、学識経験等を有する外部の者で構成する。

イ 選定委員は、選定会議にて審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

選定会議では、提案者より企画提案書の説明（以下「プレゼンテーション」という。）を実施する。提案者は発注者が指示する実施日時・場所にてプレゼンテーションを行うこと。

プレゼンテーションの実施は、令和7年9月16日の午後から大阪市役所内会議室を予定しているが、実施日時・場所などの詳細は、**別紙3**に記載の担当者メールアドレスあてにメールにて別途通知する。

ウ 選定会議委員の意見を聴取したうえで評価を実施し、合計点が最も高い提案者を受注予定者として選定する。

エ 評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、前項（1）選定基準のうち「集計・分析業務の具体的な提案内容」の得点が高い方とする。左記の得点が同点の事業者が複数いる場合には、前項（1）選定基準のうち「報告書の提案」の得点が高い方とする。

オ 選定会議の委員全員の合計点が最も高い提案者の評価において、委員1人でも合計点が6割に満たない場合若しくは1項目でも0点がある場合は、受注予定者として選定しない場合がある。

カ 選定会議において、提案内容を審査した結果、契約締結にふさわしい提案者が存在しないと判断した場合は、受注予定者を選定しない場合がある。

（3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

カ **別紙7**に記載された見積額が「2（3）事業規模（契約上限額）」の契約上限額を超えているもの

（4）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。（令和7年9月下旬頃予定）

9 提案に要する費用、条件等

（1） 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。

（2） 採用された企画提案書は、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）に基づき、非公開情報（個人情報、事業者の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

（3） すべての企画提案書は返却しない。

（4） 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。

（5） 期限後の提出、差し替え等は認めない。

（6） 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

（7） 受託の辞退は原則として認めない。また、受託の辞退により本市に損害が生じた場合、その費用を請求することがある。

（8） 前回（令和4年度）と同様に、今回の調査においても、行政オンラインシステムを用いた調査を実施することから、調査票の発送、回答データの処理等の仕様に留意すること

と。

(参考) 行政オンラインシステムとは

窓口や郵送などで行っていた申請・届出・アンケートなどの各種手続を、インターネットからオンラインで行うことができる大阪市のシステムです。

大阪市行政オンラインシステムホームページ

(<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>)

10 提出先、問い合わせ先

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課 担当：林・竹内

TEL 06-6208-8071 FAX 06-6202-6962 E-mail fa0025@city.osaka.lg.jp